

広島大学 高等教育研究開発センター 大学論集
第 37 集 (2005年度) 2006年 3 月発行：277—292

実施規範から見た トランスナショナル学位プログラムの質保証

叶 林

実施規範から見た トランスナショナル学位プログラムの質保証

叶 林*

1. はじめに

高等教育のグローバル化、市場化、情報通信革命により、国際的な学生の移動だけでなく、教育プログラム、機関の移動を通じたトランスナショナル教育（transnational education¹⁾）活動が1980年代から広がった。特に90年代後半に WTO における教育サービスをめぐる交渉が進んだことによって、従来の主要な形態であった海外分校以外に、「トランスナショナル学位プログラム」も出現し、その数はますます増加している。トランスナショナル学位プログラムとは、輸出大学が現地の教育機関と提携し、海外（輸入国）で運営している学位プログラムである。学生が母国から離れなくても、海外の学位取得が可能になる。

しかし、市場化の影響もあって、営利的な色彩を持つトランスナショナル学位プログラムが広がってきている。これらのプログラムは、多くの国において政府が定める公式の教育システムに属さず、適切に管理されない可能性が高く、高等教育の質の低下を始め、様々な弊害を引き起こす要因となり兼ねない。さらに、いわゆる学位製造販売業（Degree Mill）を行う機関は、実際に英国、米国、豪州の教育システムと関係がないにもかかわらず、これらの国の学位を提供することが出来ると公言している（OECD, 2004a）。また、各国の既存の質保証フレームワークは、こうした国際化された高等教育の新たな提供方式に対して、十分な準備ができていなかった（OECD, 2004b）。

したがって、トランスナショナル教育活動の質保証システムの構築が目下の急務になっているといえる。そのシステムを構築する際に活用されているのが実施規範（Code of Practice）である。実施規範とは、規制機関によって系統的に収集された特定分野のルールや基準等の情報である。また、記述的、客観的な文書であり、業界内の最低限の自主規制として尊重されるべきものである。実施規範は、プログラムの「事前規制」（設置認可）と「事後チェック」のいずれにも適用され、機関別、プログラム別の広い概念の質保証又は適格認定（accreditation）で一般的に使われている（Wende, 1999）。

1990年代以後、トランスナショナル教育の主要提供国の質保証機関は、独自の実施規範を作成・公表・修正して、トランスナショナル教育活動の質保証システムの見直しと再構築の方針を打ち出している。また、UNESCO と OECD などの国際機関が作成した実施規範及びガイドラインにも、トランスナショナル学位プログラムの質保証の新たな展開が見られる。

実施規範は、関係者の意見や実施過程の経験を取り入れながら作成された文書であり、規範に示されたルールや基準が、質保証の参考基準として重要な役割を果たす。実施規範を通じて、トラン

*広島大学大学院教育学研究科教育人間科学専攻（高等教育学）

スナショナル学位プログラム質保証の優れた慣行が形成され、プログラムの一定の質と基準が維持できるだろうと期待されている。また、実施規範を通じて、異なる国の制度が比較でき、プログラムの輸出側と輸入側の相互理解を促進する効果もあると思われる。

これまでのところ、トランスナショナル学位プログラムの質保証において、国家レベルの実施規範はそれほど多く存在していない (Middlehurst R., 2003)。しかし、英国、豪州の両国は、学位プログラムの主要輸出国であり、自らの大学の評判やブランド価値を維持するため、90年代から実施規範を継続的に開発している。その最新成果として、英国の高等教育質保証機構 (The Quality Assurance Agency for Higher Education, QAA) による *Code of practice for the assurance of academic quality and standards in higher education Section 2: Collaborative provision* (2004) と豪州大学学長委員会 (The Australian Vice-Chancellors・Committee, AVCC) による *Provision of Education to International Students: Code of Practice and Guidelines for Australian Universities* (2005) の二つの規範が挙げられる。

一方、国際レベルからみると、21世紀に入って以来、トランスナショナル教育に関する国際規範、国際的な質保証や学位などの認定のあり方についての議論が活発に行われている。そのリーダー的役割を果たしているのは、UNESCO, OECD である。代表的な成果は、2001年に UNESCO (UNESCO-CEPES) と欧州評議会 (Council of Europe) が共同で作成した *Code of good practice in the provision of transnational education* と2005年3月に UNESCO と OECD が公表した *Guidelines for Quality Provision in Cross-border Higher Education* (草案) の二つの文書である。

以上、実施規範の概念、特徴、実態について、簡単に論じた。本稿では、それぞれ異なる主体が作った実施規範は、どういう性格を持つのか、規範からみたトランスナショナル学位プログラムの質保証の中核となるのは、一体何か、さらに、今後の規範はどの方向に展開していくのか、などの点を明らかにする。

順序としては、まず、国家、国際組織によって作られた上述4つの実施規範の概要を紹介し、それぞれの特徴を明らかにする。そして、これらの実施規範の内容に基づき、トランスナショナル学位プログラムの質保証に関する中核の問題点を整理する。最後に、これからの規範の行方を考察してみたい。

2. 4つの実施規範

1. Provision of Education to International Students: Code of Practice and Guidelines for Australian Universities (AVCC, 2005)

豪州では、トランスナショナル学位プログラムを offshore degree program と呼んでいる。高等教育の輸出戦略を重視した豪州は、自らのブランド維持と競争力強化のため、継続的に質保証体制を整備している。

とりわけ、豪州の高等教育政策制定に重要な影響を与えている豪州大学学長委員会 (AVCC) は、豪州のトランスナショナル教育政策の形成に重要な役割を果たしている。当該組織は、1990年に

the Code of Ethical Practice in the Provision of Education to Overseas Students by Australian Higher Education Institutions と題する文書を公表した。それは、海外からの留学生に対する高等教育機関の自主規制としてはじめて作成されたものである。さらに、1995年に、他の実施規範の *the Code of Ethical Practice in the Provision of Offshore Education and Educational Services by Australian Higher Education Institutions* を公表し、それは、主にトランスナショナル教育の質保証システム構築に関する規範であった。1998年、2つの実施規範は一つに統合され、*Provision of Education to International Students: Code of Practice and Guidelines for Australian Universities* となり、以後、必要に応じて改訂が行われてきた。

また、2000年の3月に、豪州の連邦・各州教育担当大臣会議は、高等教育の質保証のための全国的な枠組みを確立するため、*National Protocols for Higher Education Approval Processes* を採択した。プロトコル4は、他機関との提携による教育提供（海外進出を含む）について定めており、主な内容は下記の通りである²⁾。

- ① 海外進出の質保証については、当該豪州大学の理事会が責任を負う。
- ② 豪州大学質機関（Australian Universities Quality Agency, AUQA）の外部監査を受ける必要がある。
- ③ 豪州において提供される教育に相当する基準の維持が求められる。
- ④ 当該豪州大学は、教育の提供の全側面（以下の事項を含む）について完全な責任を負う。
 - 他のキャンパスにおいて、本校等に匹敵する質と基準の教育の提供
 - 他のキャンパスにおいて、本校等に匹敵するレベルの資格を有する教員による教育実施
 - 教育コースの提供に適切な資源と施設
 - 学生の福利厚生を保障するための適切な措置
- ⑤ 当該大学の理事会は当該大学設立地の州政府にアカウントビリティを負う。

これを受けて、AVCCは、2001年に実施規範の修正作業を行った。上述の5つの原則は、修正作業の基盤となった。最新の2005年版の実施規範は29頁に達し、規範、一般ガイドライン、授業料返還の取扱いから構成される。そのうちの中核的部分は、一般ガイドラインである。その内容構成は、以下の通りである。①市場促進及びマーケティング、②代理者（agent）の募集、③アドミッション、④豪州大学の onshore program 又は offshore program の国際学生に対する到着前の情報提供、⑤同学生への到着後の情報提供、⑥学生のための情報提供、⑦規範及びガイドラインの入手、⑧豪州大学の基盤整備、⑨学生支援、⑩教職員支援、⑪留学先国からの帰国、⑫提携相手。

これまで、実施規範の機能は主に大学人自身による質保証（self-crediting）を通じて実践されていたが、現在、AUQAによる監査を通じての外部質保証の仕組みが導入され、実施規範はこの監査に活用されるようになってきている。

2. Code of practice for the assurance of academic quality and standards in higher education Section 2: Collaborative provision (QAA, 2004)

大衆化時代に向けて、世界をリードする信頼性の高い高等教育を提供するため、英国の質保証機

関は、国内で提供される教育の質保証活動を展開しているだけでなく、トランスナショナル学位プログラムを含む当該国の海外提携事業 (collaborative provision) に対しても、積極的な質保証活動を実施している。1995年、QAA の前身の「高等教育質保証審議会 (HEQC: Higher Education Quality Council)」は *Code of Practice for Overseas Collaborative Provision in Higher Education* を公表し、他の国に進出している高等教育機関や、これから進出しようとしている高等教育機関に、はじめて質保証と質の基準の維持について勧告した。HEQC の活動を踏まえて、さらに、1997年に公表されたデアリング報告書 (the Dearing Report) とガリック報告書 (the Garrick Report) による全英の高等教育の質と基準に関する新たな枠組み構築の提案を受け入れ、QAA は、1999年に *Code of practice for the assurance of academic quality and standards in higher education* と題する文書を公表した。その第二章は、当該国の海外提携事業に対するものである。本稿で取り上げるのは、2004年の更新版である。

2004年版は47頁になり、学位及び資格が授与できる一般的海外提携事業と FDL³⁾ 事業に対して、様々な勧告と解釈が提示されている。一般的な海外提携事業について、①学術基準の責任及び同索性 (A1~A2)、②政策、手順及び情報 (A3~A7)、③提携組織及び代理者の選択 (A8~A9)、④契約の締結 (A10~11)、⑤学術基準とプログラム、学位及び資格の質確保 (A12~18)、⑥評価 (assessment) の要件 (A19~A20)、⑦外部試験 (external examining) (A21~23)、⑧資格及び成績証明書 (A24)、⑨学生のための情報 (A25~27)、⑩公共性及び市場化 (A28) の10項目の下に計28条の勧告が規定されている。英国の大学の広範な自律性の一環として、海外の提携事業での学位授与については、各英国大学の自由裁量である (国際的な大学の質保証に関する調査研究協力者会議、2004)。しかし、QAA は、現在行われている海外進出に対する監査活動は、すべてこの実施規範に示された指針に沿って展開すると規定しているため (QAA, 2004)、実施規範の影響力はますます重要になっていくと思われる。

3. Code of good practice in the provision of transnational education (UNESCO/Council of Europe, 2001)

UNESCO を中心とした国際組織も、異国間の相互理解と協力を促進するため、国境を越える高等教育活動の質保証に関する指針となる諸原則の作成に着手している。その最も早い成果として挙げられるのは、UNESCO-CEPES と欧州評議会が共同で作成した *Code of good practice in the provision of transnational education* である。

実施規範は7頁であり、序言、用語、原則によって構成されている。以下の4点を目的とした文書である。①学位プログラムの提供国と受入国の観点を公正に考慮すること、②トランスナショナル教育の質保証問題の判断基準になること、③学生及び関係者に消費者保護の理念を提供すること、④資格認定 (recognition of qualification) を促進すること。

実施規範では、はじめて国際機関の立場から、transnational education の定義を明確にした。現在でもしばしば引用されている。また、トランスナショナル協定、教育研究の質及び基準、高等教育機関の政策と綱領、特定プログラムの目的と内容、情報、教職員、文化及び習慣に関する諸原則を

提示した。それらの原則は、すでに国境を越えた教育の質保証の基盤として定着してきた。

4. Guidelines for Quality Provision in Cross-border Higher Education (UNESCO/OECD, 2005)

トランスナショナル学位プログラムの増加、そして、多様な教育提供方式の登場によって、実施規範の内容、作成の方法などの改善が求められるようになった。2003年から、UNESCO と OECD が提携して、トランスナショナル教育活動の質保証に関する新たな国際的枠組みを構築する試みが始まった。それは、従来の実施規範作成から国際的ガイドラインを開発することに発展している。2004年3月にパリの UNESCO の本部、2004年10月に日本の東京大学、2005年1月にパリの OECD 本部で、3回のガイドライン開発草案会議が開催され、最新版は、2005年3月に公表された *Guidelines for Quality Provision in Cross-border Higher Education* である。本文書は9頁であり、導入と高等教育の利害関係者に対するガイドラインの2つの部分によって構成されている。

前述のように、実施規範は、もともと同業者による約束の意味を含んでいる。各国の多様性を尊重することを前提として活動している UNESCO が、実施規範の代わりにガイドラインという言葉を使うのは、強制的ルールと誤解されないよう、自主的に守るべきルールとして広げていく意図があるだろう。内容的にも、従来の実施規範と違って、学位プログラムの構成要素や実施過程に対する勧告を行うのではなく、政府、高等教育機関とその他の提供者、学生団体、質保証及び認定機関、学術認証団体 (academic recognition bodies)、職業団体という6つの利害関係者を分け、それぞれに勧告及びガイドラインを設定している。ガイドラインを通じて、国際間の協力を支援・促進し、トランスナショナル教育質保証の重要性に関する理解を充実させることが期待されている。また、学生や他の当事者に低品質の教育が提供されることを避け、人間、社会、経済、文化の必要性を満たすトランスナショナル教育を促進することを目的としている (UNESCO/OECD, 2005)。

ガイドラインにおいては、政府に対し7つの勧告を出している。例えば、自らの国に進出してきた外国高等教育提供者のために、包括的、公正的、透明な登録制度及び許可制度を構築すべきであること、トランスナショナル教育の質保証及びアクレディテーション制度の整備を促進すべきであること、二国間又は多国間の学位及び資格の相互認定協約を開発・促進すべきであること、などが挙げられている。

5. 諸実施規範の比較

4つの規範の共通点として、トランスナショナル学位プログラムの質保証に関する3つの基本方向を指摘することができる：

- (1) 責任の帰属。学位の質に責任を負うのは学位授与高等教育機関である。それは、輸出されたプログラムの品質、入学及び卒業の要件、そして教科書、教員、評価体制などの「ヒト」と「モノ」に関する品質などが広く含まれている。
- (2) 合法性。学位プログラムに関する品質保証条項は提供国と受入国の法律に従うべきである。また、法的に拘束力がある契約書面には、すべての当事者の権利と義務を明らかにすべきである。

(3) 情報公開。役に立つ情報を必ず関係者に公開すべきである。例えば、高等教育機関の法的地位、授与された学位の有効性、提供コース、質保証体制などが挙げられる。

なお、4つの規範には、若干の相違点が見られる。

(1) 同等性 (equivalence) への観点の変化。

トランスナショナル学位プログラムの質保証の基本的な考え方としては、学位授与高等教育機関のプログラムと同等であること。これについては、2001年 UNESCO/Council of Europe の実施規範は、学生の入学申請、教育及び学習活動、試験及び評価方法などのプログラムの構成要素について、学位輸出高等教育機関の同一又は類似プログラムに相当するものとすべきだと述べている。しかし、最新の実施規範を見ると、同等性に関する表現は変化している。例えば、2004年 QAA の実施規範を見ると、提携によって授与された学位及び資格は、輸出高等教育機関が提供する同じ基準の学位及び資格と同様の価値を持つべきだと述べた。また、2005年 AVCC の実施規範も、学業成績 (academic performance) は、学生の成功を評価する唯一の判断基準であると指摘した。それらの認識上の変容を考えると、トランスナショナル学位プログラムの質保証は、過去のプロセスの同等性に基づいた質保証の観点から、アウトカムの同等性に基づいた質保証の観点に移行しつつあると理解できる。

(2) 実施規範作成の異なる立場

国家と国際機関は異なる理念を持って実施規範を策定していると考えられる。具体的に言えば、豪州と英国の実施規範は、基本的に、自国の学位授与機関の立場から、大学自身の責任について述べたものである。それと比べて、国際機関による実施規範は、第三者の立場で、提携間の相互信頼関係を構築すること、そして、国家の権威と各国高等教育システムの多様性を承認することを前提として実施規範を作ることに重点をおいている (UNESCO/OECD, 2005)。具体例を挙げると、UNESCO の政府に対する勧告は、質保証は輸入国と輸出国の両者にかかっていると述べている (UNESCO, 2005)。また、高等教育機関に対する勧告は、本校のプログラムに匹敵する質を確保すると同時に、輸入国の文化、言語も考慮すべきであり、プログラムを提供する際、輸入国の質保証及びアクレディテーションシステムを考慮すべきであると述べた (UNESCO/OECD, 2005)。

一方、国家による実施規範は、当然と思われるが、自国の高等教育の枠組みに則り、輸入側への考慮があまり見られない。例を挙げると、QAA の実施規範の A20条である。当該条項は次のように述べている。「提携相手は、英国の学位授与機関から承認された評価 (assessment) 要件にしたがって、成績評価 (assessment of students) を実施すべきである。提携初期の提携相手は英国の評価要件に関する知識をあまり持たず、一部の評価要件は提携相手から見ると、意外なものと思われる恐れもある。もし評価のプロセスの整合性 (integrity) と運用の一貫性を危うくする恐れがあれば、提携相手側の習慣と実践は認められないのが原則である」(QAA, 2005)。

3. 質保証の中核的問題

各実施規範には、質保証のために考慮すべき項目が詳しく列挙されている。これらの「留意点」

をきちんと守れば、トランスナショナル学位プログラムの最低の質を保証できるというのが、実施規範の第一の目的である。本稿は、特に重要な「留意点」をトランスナショナル学位プログラムの質保証に関する中核の問題と認識し、以下の8点に整理した。

1. 提携相手の選択

ほとんどのトランスナショナル学位プログラムは、提携相手との共同で運営されている。提携相手はプログラムの質に大きな影響を与えると考えられる。輸入国である提携相手の実力と契約の履行能力は先ず把握されるべきものとなる(QAA, 2004)。そのため、適正評価(due diligence)は、選択すべき有効なアプローチとして国レベルの実施規範で強調されている。QAAの実施規範は、さらに輸入国の提携機関に対する適正評価の内容について、①輸入国における法的地位、②英国の高等教育機関との提携の経験、③財政の安定性、④プログラムの成功を確保するための人的資源と物的資源の提供能力、⑤学生に適切、安全な学習環境を提供する能力、など詳しく述べている。

なお、QAA、AVCCの実施規範は、単に輸出国の立場からこの点について論じるのみだが、輸入国としても、海外の提携相手を選択する自由があるのが当然である。したがって、今後、提携双方の視点から、適正評価の内容を見直す必要があると考えられる。例えば、諸国間の社会、文化、歴史などの面においては、かなりの相違が存在しているので、それらの相違点を尊重しながら提携相手を選ぶため、高等教育の関連法令、特にトランスナショナル教育活動に関する法令、そして、両国の学位及び資格に関する公的認定体制、両国の教育伝統と社会慣習も調べる必要があると考えられる。

2. 代理者の選択

代理者は、輸出機関と輸入機関の契約を締結させるための仲介人としての役割を果たしている個人もしくは第三者機関である(UNESCO/Council of Europe, 2001, QAA, 2004)。代理者を通じて提携相手を探すのは最も効率的な戦略とみられる。しかし、それらの機関は殆ど商売を目的とする企業であり、提供国の高等教育機関と必ず同じ目標を目指しているとは言えない。例えば、一部の代理者には、契約を合意させるため、提携高等教育機関の実力を誇張し、企業の利益のため、単純に学生の募集数を追求する傾向がある⁴⁾。そのため、代理者に対する監査体制の構築が急務であることは共通に認識されている。例えば、UNESCO/OECDは、代理者を通じてプログラムを提供する場合、提携者双方は、代理者が提供する情報とガイドラインの信頼性を確保すべきであると指摘した(UNESCO/OECD, 2005)。豪州の実施規範も、代理者に対して、以下のようないくつかの勧告を出している。

- ①代理者との契約には契約解除条項を入れるべきである。
- ②代理者に実施規範などの文書をよく理解させ、守らせるべきである。
- ③代理者との契約には会計監査を入れるべきである。
- ④代理者と定期的接触を保持すべきである。また、必要な監視サポート、トレーニングを行うべきである。

⑤代理者を対象とした学生満足度調査を行うべきである。

3. 契約の締結

契約書は、トランスナショナル学位プログラムの質保証の基盤である。基本的な考え方としては、次の2点に整理できる。

まず、責任の明確化が必要である。契約は、提携双方の義務と権利を明確に示すべきである(UNESCO/Council of Europe, 2001, QAA, 2004, AVCC, 2005)。通常の場合、プログラムの学術基準またはプログラムの構成要素に関する責任は全て学位授与権を有する本校が負う一方で、授業提供、学生支援、学習設備などについては、双方が責任を分担することになる。

次に、質保証への考慮である。AVCCの実施規範は、この点について詳しく述べている：契約する時、特に、①所轄当局の認可、②外部又は内部の承認審査方式、③カリキュラム（言語、内容、提供方式）、④市場促進（情報の正確さ、市場促進の担当者など）、⑤入試、⑥教学、⑦評価、⑧学習支援体制、⑨学習結果に対する評価、⑩市場の危険性に対する保障システム、などの面に留意すべきである（AVCC, 2005）。

4. プログラムの開発

本校と同じプログラムを輸出するときには、プログラム開発の問題に言及する必要はない。しかし、近年、新しいプログラムを開発する例が多く見られる。その場合、本校と同等の水準を保証することが原則であり、かつ重要な課題である。言語の選択、学位証明書の授与はプログラムの質保証に関する重要な要素である。

言語：言語は、トランスナショナル学位プログラムの質保証において、解決しにくい問題である。一般的には、輸出機関の教員はもちろん、輸入機関の担当教員も、輸出機関と同じ言語で授業しなければならぬ。教材の内容を伝えるのは問題ないが、教材に内包されている文化をうまく学生に伝え得るかどうか懸念される。また、一部のトランスナショナル学位プログラムは、輸入国の言語あるいは両言語で授業を提供している。その場合、授与された学位は本校の学位と同等の価値を持つかどうかという問題も提起されると考えられる。

学位証明書：学位証明書から、在学している国、教学用語（本校の言語以外）などの情報を省略すると、本校の学位と混同して理解される恐れがあるので、QAAの実施規範は、学生、両親、保証人、将来の雇用者などに誤解させないため、学位証明書及び成績証明書に、これらの情報を記すべきであると勧告している。具体的には、①授業中の主な使用言語（英語以外）、②試験の使用言語（英語以外）、③受入国の高等教育機関の名称、所在地などを学位証明書及び成績証明書に明確に記載することとしている。しかし、実際はこの原則を守っている提携機関は少ないと思われる。その理由は、トランスナショナル学位プログラムに在学している学生からの圧力にある。彼らの進学理由は、本校学生と同じ学位を取得することにあるので、異なる学位及び成績証明書を授与されると、彼らは進学したくなくなる恐れがあると思われる。

5. 教員の選抜

教員、特に積極的に知識を創造し、広める仕事にかかわっている教員は質の高いプログラム提供の基盤となる。トランスナショナル学位プログラムの場合でも、提供国の高等教育機関としては、優れた教員を選抜すべきであり、受入国の高等教育機関は、これらの教員の資質や能力を審査し、的確に実施することのできる質保証体制を確立すべきである。

AVCCの実施規範によれば、輸出側である本校の担当教員を選ぶ際、4点に注意する必要がある。①本校のカリキュラムとその実施、そして自国の高等教育システムの伝達者であること、②訪問する国、そして教える学生の文化、習慣に敏感であること。また、その国の歴史、政治の背景、教育システムを理解すること、③入試政策についての知識、経験、能力、そして学生と対面してのコミュニケーション能力を持つこと、④常にプログラムの質を考慮すること（AVCC, 2005）。

実施規範に規定されていないが、輸入側の担当教員も、適切な選抜方式によって採用する必要があると考えられる。その場合、以上の4点に加えて、外国での生活経験、外国大学での授業経験を有する方が望ましいとされる。

なお、選抜後、よりよい労働条件を提供すべきであること（UNESCO/OECD, 2005）、そして、教員研修プログラムの開発、出国のための心理面での準備、教員に対する苦情処理制度の整備なども教員支援政策として考慮すべきであるとされている。

6. 入試制度

入試制度の整備は、プログラムの質保証の重要な項目として位置づけられている。4つの実施規範では、本校の学位プログラムの選抜要件に相当する入試制度が望ましいとしている。とりわけ、ゆるい入学基準の設定を避けるべきである。さらに、学生の経済力又は文化の影響による学業不振（academic failure）の可能性を容認し、参加意欲が強い、動機のはっきりした学生を入学させるべきである（AVCC, 2005）。

入試で特に考慮すべきことは、以下の6点とされている。①入試要件と学習到達度（academic prerequisites）、②外国資格及び単位の認定、③事前学習経験（prior learning）の認定、事前の経験に基づいた学習（prior experiential learning）の評価、④言語の熟達度評価、⑤学位授与機関に在学している学生の情報、⑥大学における学習法に関する文化的前提（cultural assumptions）（QAA, 2004）。このほか、入学選抜の基準は公表されるべきであること、入学者選抜のプロセスは監査されるべきであること、志願者の要望が迅速に対応されるべきであることも求められる。

しかし、二つの学位が同時に取得できるトランスナショナルプログラムには、異なる国の入試制度同士の衝突という問題が存在している。つまり、提携両国の入試制度が違うため、輸出大学の入試に合格したが、輸入国の全国統一入学試験で不合格になった学生がトランスナショナル学位プログラムに多く見られる。これらの学生は、母国の大学の提携プログラムに進学しても、母国大学の正式な学生とは認められず、差別される例がある。これは、今後さらに検討すべき問題だと思われる。

7. 学生支援

学生を集めるため、本校に匹敵するレベルのサポートを提供することは原則となっている。コンピュータ設備、インターネットアクセス、図書館資源などの施設を提供すべきことは当然であるが、学生に大学に関する正確かつ包括的な情報（入学要件と手順、コース、授業料、生活費、生活環境、宿舍設備、他のサービス）を伝えることも不可欠である。また、トランスナショナル学位プログラムに在学している学生は経済的に豊かであることが多い。経済的支援より、外国文化の理解、言語能力の運用などの問題が大きいと見られる。AVCCの実施規範は、すでにこの問題について改善策を提示している。それは、入学前と入学後の2段階に分けて、それぞれの段階で適切な学生支援を行うことである。

(1) 入学前の情報提供

分かりやすく大学の案内や情報を提供すること、キャンパスの位置、担当者の名前と連絡先、生活費、宿泊施設、衣類と食品、学費、就職、一時雇用に関する情報、もっと詳しい情報を知りたい場合の連絡先、受入国への旅費やその国に関する情報など。

(2) 入学後の情報提供

①文化の感覚 (cultural sensitivities) を考慮するオリエンテーションプログラムの提供

②学習に関する情報の提供（大学の目標、入学要件、単位交換、英語力に対する要求、学習方法と評価、カリキュラムの紹介など）(AVCC, 2005)

8. 成績評価 (assessment)

前述のように、トランスナショナルプログラム評価の理念は、プロセスの同等性からアウトカムの同等性へと変容している。したがって、評価の基準は、学習結果が輸出機関が規定する学習到達度を満たすことであり、一貫した成績評価が必要とされる。また、輸出機関の評価基準は、輸入機関によく理解させる必要がある。そのため、評価の関係者に明確な情報、評価のプロセス、容認できる行動から容認できない行動までの範囲、評価の実施などの情報をわかりやすく説明すべきである。(QAA, 2004)。

トランスナショナル学位プログラムの成績評価は一般学位プログラムより複雑である。例えば、本校が作成したテスト用紙の安全性問題、成績採点の二重制度（輸入機関の担当教員による総合評価と輸出機関の担当教員によるサンプル調査）の存在、などの特徴がある。評価の実効性を確保するため、受入国の高等教育機関の協力を得て、評価システムに対する管理体制を構築することも今後の重要な課題と考えられる。

4. 結び—実施規範の将来

以上、4つの実施規範の概要、特徴、そして、トランスナショナル学位プログラムの質保証における中核的問題を提示した。最後に、実施規範の行方について簡単に触れておきたい。

国家、国際組織により作成された実施規範は、従来、大学人によるトランスナショナル学位の基

準として機能してきた。さらに、近年では、実施規範は、外部評価が行われる時の重要な参考基準になりつつある。例えば、2004年、豪州教育・科学・訓練省（DEST）は、優れた慣行を促進するため、全国のトランスナショナルプログラムから優れたプログラム15件を選び、135万ドルの資金を提供した。当該プログラムの選抜、資金の取扱機関は実施規範の策定者としての AVCC である。今度の選抜基準をみても、AVCC 自身による実施規範で示された原則が与えた影響は大きいと思われる⁵⁾。

実施規範作成には大きく二つの流れが見られる。国家による実施規範は、輸出大学と輸入大学を対象とし、プログラムの諸要素を巡って、細かい点にまで踏み込んで質保証システム構築の留意点を提示した。一方、国際機関によるガイドラインは、従来のプログラムの諸要素を対象として質保証を論じていく方法を変え、国境を越える高等教育に係わっているそれぞれの当事者に勧告及びガイドラインを提示しており、より広い視野で質保証システムを再構築しようという方向性が見られる。

今後の実施規範には、主に以下のような課題があるものと思われる。

まず、既存の実施規範は、多くの場合、提供国により作成されたものであり、受入国に対する配慮は少ない。一方、受入国自体を見ると、登録制、事前審査などの評価手段はよく使われているが、その基盤としての質保証基本原則の整理は未だ十分とはいえない。今後、国際組織や提供国の実施規範を参照し、自らの実施規範を開発することは受入国として喫緊の課題と考えられる。

次に、実施規範の更新問題がある。トランスナショナル教育の進展はきわめて多様化しており、新たな現象に応えた実施規範が要求されている。ACVV の実施規範は、誕生してから数回更新された。したがって、実施規範の“有効期限”を十分に認識し、定期的に内容を更新することが大切だと考えられる。

最後に、実施規範の有効性の問題である。国際組織が作成した実施規範においては、その実施後の効果を測定するためのシステムがほとんど存在していない（Adam, Stephen, 2003）。また、QAA の実施規範も、基本的には、各大学の自主性・自律性を尊重し、強制的な実施規範とは言えない。確かに、従来の実施規範は、優れた慣行として自主的に適用されることが期待されているが、現実を見る限りにおいては、規範の実施を確保するシステムが存在しないと、実施規範の有効性に疑問を持たざるを得ない。したがって、いかなる規範の実施を通じて学位プログラムの質保証に貢献できるかは、実施規範の今後の展開における最大の課題である。AVCC の実施規範は、すでに外部評価の基準として扱われている。今後、この傾向はさらに強くなるだろう。その時、実施規範自体の評価に関する議論も展開していくと思われる。

【注】

- 1) UNESCO-CEPES/Council of Europe の *Code of Practice in the Provision of Transnational Education* (2001) によれば、Transnational education とは、“学習者が、学位を授与する高等教育機関とは異なる国において受ける、教育プログラムやコースまたは教育サービス（遠隔教育も含めた）”

の総称”である。

- 2) 次のウェブ・サイトを参照。http://www.aqf.edu.au/pdf/protocols.pdf (2005年9月20日)
- 3) FDL: Flexible and distributed learning の省略。大学等に出席しなく、授業時間や場所が指定されなく、学位授与機関の学位、単位の取得が出来る教育形態を指す (QAA, 2004, pp.3) 本稿は、紙幅に制限があるため、E-learning などの FDL 事業に関する内容を割愛する。
- 4) 「教育渉外監管漸入佳境」, http://www.jsj.edu.cn/dongtai/036.html (2005年8月10日)
- 5) http://www.avcc.edu.au/content.asp?page=/policies_programs/international/activities/doqf.htm (2005年10月22日)

【参考文献】

- 大森不二雄 (2005a) 「国境を越える大学の認可・評価に関する豪州の政策—国民教育システムへの取込みとしての質保証—」『教育社会学研究』第76集, 225-243頁。
- 大森不二雄 (2005b) 「国境を越える高等教育に見るグローバル化と国家—英国及び豪州の大学の海外進出の事例分析」『高等教育研究』第8集, 157-181頁。
- 国際的な大学の質保証に関する調査研究協力者会議 (2004) 『国境を越えて教育を提供する大学の質保証について—大学の国際展開と学習機会の国際化を目指して—<審議のまとめ>』文部科学省
- 政策科学研究所 (2003) 『高等教育サービスの国際化等に関する調査研究』政策科学研究所
- Adam, S. (2003) *The Recognition, Treatment, Experience and Implication of Transnational Education in Central and Eastern Europe 2002-2003*, Stockholm: Hogskoleverket., pp. 86
- AVCC (2005) Code of Practice and Guidelines for Australian Universities. Retrieved Sep. 1, 2005, from: http://www.avcc.edu.au/content.asp?page=/policies_programs/international/cofpractice.htm
- Coleman, D. (2003) 'Quality Assurance in Transnational Education', *Journal of Studies in International Education*, 7(4), pp. 354-378.
- Knight, J. et al. (1999) Quality Assurance Instruments and their Relationship to IQRP, in OECD (editor), *Quality and Internationalisation in Higher Education*, pp. 207-223.
- Middlehurst, R. (2003) 'The Development World of Borderless Education: Impact and Implications' in D'Antoni, S (ed), *The Virtual University: Models and Messages, Lessons from Case Studies*, Paris: UNESCO. Retrieved Sep. 1, 2005, from: www.unesco.org/iiep.
- Middlehurst, R. & Campbell, C. (2004) 'Quality Assurance and Borderless Higher Education: finding pathways through the maze', in *The Observatory on Borderless Higher Education (editor)*, Mapping Borderless Higher Education: Policy, markets and competition, pp. 89-153.
- OECD (2004a) *Internationalisation and Trade in Higher Education: Opportunities and Challenges*, Paris: OECD.
- OECD (2004b) *Quality and Recognition in Higher Education: The Cross-border Challenge*, Paris: OECD.

QAA (2004) Code of practice for the assurance of academic quality and standards in higher education
Section 2: Collaborative provision and flexible and distributed learning (including e-learning).

Retrieved Sep. 1, 2005, from:

<http://www.qaa.ac.uk/academicinfrastructure/codeOfPractice/section2/default.asp>

UNESCO/Council of Europe (2001) Code of Good Practice in the Provision of Transnational Education.

Retrieved Sep. 1, 2005: from:

<http://www.cepes.ro/hed/recogn/groups/transnat/code.htm>

UNESCO/OECD (2005) Guidelines for Quality Provision in Cross-border Higher Education. Retrieved
Sep. 10, 2005: from

http://portal.unesco.org/education/en/ev.php-URL_ID=29228&URL_DO=DO_TOPIC&URL_SECTION=201.html

Wende, M.C. van der (1999) 'Quality Assurance of Internationalisation and Internationalisation of Quality Assurance', in OECD (editor), *Quality and Internationalisation in Higher Education*, pp. 225-236

The Quality Assurance of Transnational Degree Program: from the Viewpoint of the Code of Practice

Lin YE*

In this article, “transnational degree program” means that a home (sending) university is operating its degree-granting program in a foreign (receiving) country. There are many variations on how transnational degree programs are offered. The program might be provided in the completely receiving country, or it may be divided, with the first part of the program in the receiving country and the latter part at the sending degree-granting university. There has been an impressive expansion of this form of transnational educational activities in recent years.

But transnational education including transnational degree program is now facing challenges in terms of quality assurance because they do not belong within the official higher education system of most countries. National quality assurance systems have not prepared adequately for this education activity.

Even so, there are still some major sending countries, such as Australia and the UK, and some supernational bodies, such as UNESCO or OECD, that are making efforts to develop an international framework for transnational education. Publishing a code of practice or guideline has been regarded as an important approach in this field.

This article focuses on four codes of practice and guidelines issued by the British Quality Assurance Agency, the Australian Universities Quality Agency, and the UNESCO/Council of Europe, and UNESCO/OECD. After offering a brief introduction of those four documents, their different characters are clarified. Some basic topics and principles of the quality assurance of transnational degree programs are discussed on the basis of the four documents. Finally, some recommendations are made for the task of developing future codes of practice.

* Doctoral Student, Graduate School of Education, Hiroshima University